

平成 31 年度地方税制改正(案)について

総 務 省
平成 30 年 12 月

平成31年度の与党税制改正大綱(12月14日決定)のうち、地方税関係(概要)は以下のとおり。

1 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設する。

◎ 特別法人事業税(仮称)の創設

消費税率 10%段階において復元後の法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(仮称)(国税)とする。

課 税 標 準：法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)

主な税率区分：

主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割)		特別法人事業税 (仮称)
	(復元後)	(改正後)	(創設)
資本金 1 億円超の普通法人	3. 6 %	⇒ 1 %	税額の 2 6 0 %
資本金 1 億円以下の普通法人等	9. 6 %	⇒ 7 %	税額の 3 7 %
収入金額課税対象法人	1. 3 %	⇒ 1 %	税額の 3 0 %

賦 課 徴 収：都道府県(法人事業税と併せて実施)

国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

適 用 期 日：平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

◎ 特別法人事業譲与税(仮称)の創設

譲 与 額：特別法人事業税(仮称)の税収(全額)を都道府県に譲与

譲 与 基 準 等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組み(※)

を設ける

※ 当初算出額の 25%を保障し、残余の 75%を譲与しない
(財源超過額を上限)。

譲与開始時期：平成 32 年度

◎ その他

- 都道府県の財政運営に支障が生じないように、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
- 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
- 新たな偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。
- 市町村に対する法人事業税交付金について、交付水準に変動が生じないように交付率を引き上げる(5.4%→7.7%)等の措置を講じる。

2 車体課税の大幅見直し

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、消費税率引上げにあわせ、自動車の取得時の負担感を緩和するため、環境性能割の税率を1%分軽減する。(平成31年10月1日～平成32年9月30日の間の措置)

※ この見直しにより、平成31年度与党税制改正大綱において、「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。」とされた。

保有課税の恒久減税

◎ 自動車税の税率引下げ（恒久減税）

平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。

なお、軽自動車税の税率は、変更しない。

税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～
引下げ幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

◎ 地方税財源の確保

（1）環境性能割の税率の適用区分の見直し

- 環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す。

（2）グリーン化特例（軽課）の大幅見直し

- 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。
- 消費税率引上げに配慮し、平成33年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用する。

（3）エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等の見直し

- 環境インセンティブを強化するため、乗用車（登録車及び軽自動車）に係るエコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等を見直す。
- 上記のエコカー減税（自動車重量税）の見直しによって、本来、国の増収分となるものについても、地方に税源移譲し、（4）の財源とする。
- トラック・バスに係るエコカー減税は、環境インセンティブを強化するため、一定の見直しを行う。

（４）都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）

- 自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設する。

（５）揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

- （１）～（４）の措置を講じてもなお不足する地方税財源を確保するため、平成 46 年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、地方揮発油譲与税を増額する。

（６）その他

- 平成 31 年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。
[現行：65% → 平成 31～33 年度：47% → 平成 34 年度以降：43%]

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減する。

これによる地方税の減収は、全額国費で補てんする。

〔登録車〕	税率	臨時的軽減	〔軽自動車〕	税率	臨時的軽減
	非課税	非課税		非課税	非課税
	1.0%	非課税		1.0%	非課税
	2.0%	1.0%		2.0%	1.0%
	3.0%	2.0%			

3 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策

◎ 自動車に係る措置

- 「2 車体課税の大幅見直し」のうち「保有課税の恒久減税」及び「需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減」のとおり。

◎ 住宅に係る措置

- 今回の住宅ローン控除の改正により延長された控除期間（11年目～13年目）においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%）の範囲内において、個人住民税額から控除する。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

4 ふるさと納税制度の見直し

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

◎ 見直し後の制度の基本的枠組み

○ 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体
- ② （①の地方公共団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

5 森林環境税・譲与税（仮称）の法制化

平成30年度税制改正で決定された以下の具体的内容について法制化する。

◎ 森林環境税（仮称）の創設〔平成36年度から課税〕

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円を課する国税

賦課徴収等：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収し、都道府県を經由して交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税（仮称）の創設〔平成31年度から譲与〕

譲与総額：森林環境税（仮称）の収入額（全額）に相当する額（注1）

譲与基準：（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

（都道府県）総額の1割（注2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使途：（市町村）森林整備及びその促進に関する費用

（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

（注1）平成35年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。

借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税收の一部をもって確実に償還。

（注2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

6 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。（平成33年度分個人住民税～）

7 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- 特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- 福島県の大震災による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）
- 熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長（固定資産税、都市計画税）
- 鳥獣被害対策を推進するため、対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置を5年延長（狩猟税）